

令和7年度 愛媛県適正な食品表示推進講習会 開催要領

1 目的

食品表示は、食品を摂取する際の安全性や、自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に当たって重要な役割を果たすものであり、その表示が適正に行われるためには、食品関連事業者自らが、食品表示法に基づき定められた食品表示基準を遵守することへの高い認識を持つことが重要である。

特に、原材料名や原料原産地名をはじめとした品質事項について、表示の内容や方法について注意深い検討をする場面も多いことから、県内の食品関連事業者等が食品表示に関する知識を習得する機会を設けることにより、正しい理解のもとで適切な表示が行われ、消費者の安全・安心な食品の購入等に資する適切な食品表示の一層の推進に寄与する。

2 日時

令和8年3月5日（木）13:30～16:15

3 場所

愛媛県武道館 1階 大会議室
(松山市市坪西町 551 TEL: 089-965-3111)

4 参集者

県内の食品事業者及び関係団体職員
行政関係者等 100人程度

5 内容

- | | |
|--|-------------|
| (1) 開会挨拶 | 13:30～13:35 |
| (2) 講演
「(仮) 食品表示基準の概要と主な改正点」
講師: 消費者庁 食品表示課 職員 | 13:35～15:30 |
| ----- (休憩) ----- | |
| (3) 県からの情報提供
「食品衛生法等について」
講師: 愛媛県 薬務衛生課 職員 | 15:40～16:10 |
| (4) 閉会 | 16:15 |